



## 第 5 章

### 文化遺産の保存・活用に関する将来像

---

## 第5章 文化遺産の保存・活用に関する将来像

### 第1節 将来像

本市では、第2次春日部市総合振興計画において、まちづくりの理念を「市民が主役」、「まちの魅力を創る」、「共に未来へチャレンジする」としており、特に「まちの魅力を創る」ために、「水と緑、歴史と文化を大切にしながら、新たなまちの魅力を創り出すことで、だれもが住んでみたい、住み続けたいと思えるような活気にあふれ個性豊かなまちづくりを進める」ことが定められています。また、同計画において、まちの将来像を「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」としており、この将来像を実現するために、7つの基本目標が定められ、「基本目標3 市民が主役となって活躍し、生きがいを持てるまち」の中に「文化・芸術や郷土の歴史を大切にすまちをつくる」といった施策が位置づけられています。

これまでみてきたように、本市には、市域を取り巻く自然的環境や歴史的事象などを背景に、数多くの文化遺産が伝えられています。それらは、郷土の歴史文化を語るうえで欠かすことのできない本市の固有の財産であり、その価値を磨き上げることにより地域の魅力向上に寄与することが期待できます。そのため、このような文化遺産を、その周辺環境まで含めて、守り、未来へと継承していくことは、現在に生きる私たちの責務であり、そのために適切な保存・活用の推進が求められています。そして、文化遺産の保存・活用の推進には、所有者や行政のみならず、市民や関係団体などの理解や協力が不可欠で、地域社会総がかりで取り組んでいくことが重要です。

これらのことを踏まえ、本市が目指す文化遺産の保存・活用に関する将来像を、総合振興計画に定められたまちづくりの理念やまちの将来像、歴史文化を活かしたまちづくりの観点から、次のように設定します。

将来像：郷土の歴史文化を共に守り伝え、春日部の未来に活かそう

## 第2節 基本目標と方向性

前節で、文化遺産の保存・活用に関する将来像を設定しました。そこで、ここでは、将来像を実現するための基本目標や方向性を、次のとおり設定します。

### 基本目標 1 市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ

方向性 1-1 文化遺産を把握する(→第6章)

方向性 1-2 文化遺産を評価する(→第6章)

方向性 1-3 文化遺産の価値を共有する(→第6・7章)

### 基本目標 2 地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える

方向性 2-1 文化遺産を保存する(→第6章)

方向性 2-2 文化遺産を適切に管理・継承する(→第6章)

方向性 2-3 文化遺産の防災・防犯環境を整備する(→第8章)

方向性 2-4 文化遺産を支える人材・体制を整備する(→第9章)

### 基本目標 3 文化遺産をまちづくりに活用する

方向性 3-1 文化遺産を活用したまちづくりを推進する(→第6章)

これら3つの基本目標は、市民が本市の文化遺産に愛着や誇りをもつ(基本目標1)ことによって、文化遺産を「自分たちのお宝」として認識してもらい、所有者や行政のみならず、地域社会総がかりで文化遺産を守り伝える(基本目標2)ことにつながっていくものです。また、文化遺産を、観光や都市計画、福祉など多様な分野にわたって活用し(基本目標3)本市の発展に寄与することで、将来像である「郷土の歴史文化を共に守り伝え、春日部の未来に活かそう」の実現を目指すために設定しました。

「基本目標1 市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」ことを達成するためには、文化遺産の把握調査(方向性1-1)や詳細調査の成果をもとに文化遺産を価値づけ(方向性1-2)し、その価値について情報発信などを強化する(方向性1-3)ことで、文化遺産を他人のものではなく、自分たちのものとして認識してもらう必要があります。また、「基本目標2 地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」ことを達成するためには、文化遺産の適切な保存(方向性2-1・2-2)や防災・防犯対策の推進(方向性2-3)、そして調査・保存・活用を支

える人材や体制を整備していく（方向性 2-4）ことが必要です。そして、「基本目標 3 文化遺産をまちづくりに活用する」ことを達成するためには、文化遺産のもつ多面的な価値を周知することで、多様な分野にわたる連携へとつなげていく（方向性 3-1）ことが必要です。そのため、第6章で「文化遺産の保存・活用」、第8章で「文化遺産の防災・防犯」、第9章で「文化遺産の保存・活用の推進体制」に関して、それぞれ個別の課題や方針を設定し、具体的な措置について取り組んでいくことで、これらの基本目標の達成を目指します。また、文化遺産を関連するテーマで1つのストーリーにまとめることにより、文化遺産の一体的・総合的な保存と活用につなげるため、第7章において関連文化財群を設定します。

なお、2015年9月25日に国連総会で採択された持続可能な開発目標である<sup>えすでいーじーず</sup>SDGsに関連して、第2次春日部市総合振興計画における「施策 3-4-2 郷土の歴史と文化遺産の保存と活用」に位置づけられる事業は、SDGsのゴールのうち「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」にマッピングされていますが、本計画の作成から計画に基づく各種の措置に取り組んでいくことで「17 パートナリシップで目標を達成しよう」などにも関連していくことから、より広範に本市のSDGsの推進、そして持続可能なまちづくりの実現にもつなげていくことができます。



5-1 文化遺産の保存・活用に関する将来像及び基本目標の体系